

平成17年度

情報公開・個人情報

情報公開・個人情報保護制度のしくみ

情報公開制度

公開を請求できる人

どなたでも市政情報の公開を請求できます。

公開を実施する機関

市長部局、教育委員会、市議会など市のすべての機関において、公開を実施します。

公開を請求できる情報

市政情報は、作成したり、受け取ったりしたときから、公開の対象となります。

公開できない情報

法令で明らかに公開できないとされているもの

個人のプライバシーに関するもの

企業や個人の事業活動に関するもの

市政を進めていくうえで、公正・適正な運営が著しく妨げられるもの

救済の制度

請求した情報が公開できないと決定された場合には、不服申し立てを行うことができます。不服の申し立てがあると、情報公開審査会が、その決定が適当かどうか審査して答えを出します。その答えを尊重したうえで、実施機関がもう一度不服の申し立てに対する裁決または決定をします。

個人情報保護制度

個人のプライバシーを守るには、その本人に関する情報の流れを本人自身がコントロールする権利を保障することが大切です。

そのための手法の一つである個人情報保護制度は、市が持っている個人情報を本人が見たり、誤りを訂正したりする権利を保障しています。

開示などの請求

自分の情報は見て知ることができます（開示請求）

自分の情報に誤りがあるときは、訂正を求めることができます（訂正請求）

自分の情報が誤って集められたときは、削除を求めることができます（削除請求）

自分の情報が誤って使われたときは、使用の中止を求めることができます（中止請求）

開示できない個人情報

法令で明らかに開示できないとされているもの

第三者のプライバシーを侵害する恐れのあるもの

医療に関するもののうち、本人が診療を受けた医療機関から診療上支障が生じない旨の確認がとれないもの

市政を進めていくうえで、公正・適正な運営が著しく妨げられるもの

実施機関が個人情報保護委員会の意見を聴いて開示できないと決定したもの

個人情報の適正な取り扱い

個人情報の適正な取り扱いを図るため、市では保管の届出、収集・利用の制限、改ざんの防止など必要な措置を講じています。

救済の制度

自分の情報の処理について苦情があるときは、苦情の申し出をすることができます。また、開示などの請求が認められないときは、不服の申し立てをすることができます。不服の申し立てがあると、個人情報保護審査会が、その決定が適当かどうか審査して、答えを出します。その答えを尊重して、実施機関がもう一度不服の申し立てに対する裁決または決定をします。

制度を利用する場合は

請求の方法

情報の公開・個人情報の開示などの請求は、市役所2階「情報公開総合窓口」へお越しください。所定の請求書があります。情報がどこの課の業務か分からないときは、ご相談ください。「市政情報目録・個人情報目録」も備え付けてあります。

電話や口頭での請求はできません。

公開などの決定

原則として、請求した日から15日以内に、公開・開示するかどうかを決定して、お知らせします。

公開などの方法

情報の公開・開示は、「情報公開総合窓口」で、文書の原本を見ていただきます。原本をお見せできないときは、その写しを見ていただくこともあります。自分の情報を見るときは、本人であることを証明する運転免許証、保険証などが必要です。

公開の費用

無料です。情報の写し（コピー）が必要なときや郵送を希望するときは、それぞれ実費を負担していただきます。

別表 平成17年6月以降に追加された記録項目

| | |
|-------------|---|
| 外国籍市民記録 | 住民番号、世帯番号、氏名（漢字等、フリガナ、併記名）、通称名、性別、生年月日、住所、国籍、世帯主氏名（続柄）世帯構成員（氏名、続柄、生年月日、国籍）電話番号、職業、勤務地の名称及び所在地、旅券番号、旅券発行年月日、登録年月日、登録事項（登録番号、申請年月日、事由、確認年月日、次回確認基準日、登録証明書発行市区町村名、交付予定期間、交付年月日）上陸許可年月日、在留資格、作成年月日及び事由、出生地、国籍の属する国における住所又は居所、変更事項、変更年月日 |
| 安全安心情報メール登録 | メールアドレス、所属区分 |

別表 住民基本台帳ネットワークシステム本人確認情報更新処理件数（平成17年4月～平成18年3月）

| 年 月 | 更新処理件数 | 一日当たり件数 |
|---------|---------|---------|
| H17年 4月 | 6,269件 | 313件/日 |
| 5月 | 3,999件 | 210件/日 |
| 6月 | 3,553件 | 162件/日 |
| 7月 | 3,335件 | 167件/日 |
| 8月 | 3,965件 | 172件/日 |
| 9月 | 3,076件 | 154件/日 |
| 10月 | 3,806件 | 190件/日 |
| 11月 | 5,074件 | 254件/日 |
| 12月 | 3,611件 | 190件/日 |
| H18年 1月 | 3,344件 | 176件/日 |
| 2月 | 3,767件 | 188件/日 |
| 3月 | 7,990件 | 363件/日 |
| 合 計 | 51,789件 | 212件/日 |

別表 住民基本台帳カード発行等件数

| 年 度 | 住民基本台帳カード発行件数 | 住民票の写しの広域交付件数 | 電子証明書発行件数 |
|--------|---------------|---------------|-----------|
| 平成15年度 | 683件 | 95件 | 55件 |
| 平成16年度 | 516件 | 122件 | 70件 |
| 平成17年度 | 614件 | 88件 | 58件 |

この間、市では「個人情報保護条例」をはじめ、「住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策基準」、「同システム障害対策マニュアル」、「同システム不正アクセス行為対応マニュアル」に基づき、厳格な運用に努めており、特に障害・事故などは発生していません。⇓市民課 ☎内線2326

順調に運用されています。平成14年8月に第1次サービス、平成15年8月に第2次サービスを開始した住民基本台帳ネットワークシステムでは、市民のみならずの氏名、住所、生年月日、性別の基本4情報と住民票コードと変更情報（本人確認

情報）を専用の通信回線を利用して、東京都の住民基本台帳用のコンピュータに送信しています。平成17年度中の本人確認情報の更新処理件数は、一日平均約210件

住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況

程度（詳細は別表のとおり）となっています。第2次サービスの開始により、住民基本台帳カードの交付や住民票の写しの広域交付などが受けられるようになり、平成16年1月29日から、公的個人認証サービスも開始され、住民基本台帳カードへの電子証明書の格納ができるようになりました。電子証明書は、専用の電子回線を使用して東京都知事が発行するものです。開始以来の住民基本台帳カード発行件数などは別表のとおりとなっています。

電子申請サービスをご利用ください。

平成17年7月から、東京電子自治体共同運営サービスを利用した電子申請サービスの取り扱いは行っています。平成18年3月までの7カ月間の利用実績は、別表のとおりです。

この電子申請サービスでは、自宅などのパソコンから各種の申請や届け出を行うことが可能です。昨年度の利用状況などを参考に、今後は順次取り扱う業務の拡大に取り組んでいきます。電子申請サービスを利用した申請や届け出を実施する際には、随時、市のホームページなどでお知らせする予定です。なお、電子申請には事前の準備が必要となります。パソコンの環境など詳細の条件は東京電子自治体共同運営サービスのホームページ（http://www.e-tokyo.jp）をご確認ください。また、電子申請サービスの利用にあたっては、利用者登録が必要となります。利用規約をよくお読みの上、ご利用ください。

別表 平成17年度内の電子申請利用実績

| 担当部署 | 申請内容 | 合計 |
|-------|---------|------|
| 職員課 | 職員募集 | 231件 |
| | 嘱託員募集 | 23件 |
| 健康推進課 | 基本健診 | 8件 |
| | 胃がん健診 | 9件 |
| | 子宮がん検診 | 28件 |
| | 大腸がん検診 | 12件 |
| 道路交通課 | 駐輪場申し込み | 141件 |
| 合 計 | | 452件 |

情報公開総合窓口

「情報公開総合窓口（市役所2階）」では、市政情報の公開請求や個人情報の開示請求などの受付、制度の案内を行っています。

市政資料室

市で作成した刊行物を中心に、都や他の自治体の刊行物、官報、白書などを備えています。また、複写機も設置（1面10円）しています。

市の刊行物を販売しています

市で作成した刊行物を広く提供できるよう、有償での頒布を行っています。⇓情報公開総合窓口 ☎内線2214

条例、規則は市のホームページでご覧いただけます。